

中野区教育委員会会議録 平成26年第6回臨時会

○開会日 平成26年8月26日(火)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午後 7時00分

○閉 会 午後 7時44分

○出席委員

中野区教育委員会委員長職務代理者	渡 邊 仁
中野区教育委員会委員	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○欠席委員

中野区教育委員会委員長	小 林 福太郎
-------------	---------

○出席した関係職員

教育委員会事務局次長	奈 良 浩 二
副参事(子ども教育経営担当)	辻 本 将 紀
副参事(学校再編担当)	石 濱 良 行
副参事(学校教育担当)	伊 東 知 秀
指導室長	川 島 隆 宏
副参事(子ども教育施設担当)	伊 藤 正 秀

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	高 橋 綾 菜

○会議録署名委員

委員長職務代理

渡 邊 仁

教育長

田 辺 裕 子

○傍聴者数 0人

○議事日程

[議決案件]

- (1) 第21号議案 中野区行政財産使用料条例の一部改正手続について
- (2) 第22号議案 中野区立小学校副校長の内申について

[協議事項]

- (1) 中野区立小中学校施設整備計画(案)について(子ども教育施設担当)

中野区 教育委員会
第6回臨時会
(平成26年8月26日)

午後 7 時 0 0 分開会

渡邊委員長職務代理者

本日は小林委員長が所要により委員会を欠席します。したがって、本日の会議は私が委員長職務代理者として職務を行いますのでよろしくお願いいたします。

それでは教育委員会第 6 回臨時会を開会いたします。

本日の委員の出席状況ですが、小林委員長が欠席です。

本日の会議録署名委員は田辺教育長にお願いいたします。

本日の議事日程はお手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは日程に入ります。

<議決案件>

渡邊委員長職務代理者

議決案件第 21 号議案「中野区行政財産使用料条例の一部改正手続について」を上程します。議案の説明をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは第 21 号議案「中野区行政財産使用料条例の一部改正手続について」の議案の説明をいたします。

まず提案理由をごらんいただきたいと存じます。「中野区立教育センター及び中野区立野方図書館の施設の使用料を改定する必要がある」というものでございます。

具体的な中身につきましては補足の説明資料をごらんいただきたいと存じます。「施設使用料の見直しについて」という資料でございます。区では 3 年ごとに施設使用料の見直しを行ってございます。今般、直近でございます平成 23 年度の見直しから 3 年が経過いたしましたことから、下記の通り改定を行うものでございます。

まず初めにこの改定の使用料の積算方法ということでございますけれども、2 のところで「改定使用料の算出方法」ということで記載をさせていただいてございます。改定使用料につきましてはこちらの 4 行目に式が書かれてございますけれども、現行使用料に改定率を掛けまして算出をいたします。なおこの改定率につきましては米印のとおりでございますが、まず施設に係ります所要経費、すなわち人件費、維持管理費、減価償却費に性質別の負担割合を掛けます。これを収入予定額で割るということでございまして、収入予定額というのは貸出枠を全て貸し出した場合の収入ということでございます。

今回このうちの減価償却費と維持管理費の積算方法につきまして一部変更がございまし

たので、説明をさせていただきたいと存じます。

1の「変更内容」、(1)積算方法の変更ということでもまず①でございますが、減価償却費の変更でございます。現行では建物につきましては、取得価格を基に減価償却期間を一律50年、残存価格を1割といたしましてこの括弧囲いの内容で積算した額を減価償却費として計上しているところでございます。これを今般平成25年度でございましたけれども固定資産台帳を整備いたしまして、その固定資産台帳に計上された減価償却費に変更するものでございます。その具体的内容でございますが、資料に記載のとおりでございます。

まず1点目でございますが、資産評価額につきまして現時点での再調達価格を開始時簿価とするという内容でございます。2点目でございますが、資産価値にかかわります100万円以上の改修工事や工作物等も計上するというところでございます。また3点目でございますが、償却期間につきまして一律50年ではなく、当該建物の構造等に応じました耐用年数とするというところでございます。なおこの耐用年数につきましては、大蔵省令に準拠して定めるとしてございます。最後に4点目でございますけれども、残存価値「1円」としているというところでございます。

次に②でございますが、「工事請負費の計上基準の変更」でございます。これまで1件500万円以下の工事請負費全てを維持管理費に計上しておりましたけれども、固定資産台帳に計上されました経費につきましては除くというものでございます。

次に③でございますが、「消費税改定分を反映する」ということでございます。今般の算入経費につきましては、前年度決算数値を基礎としているところでございますけれども、この現在消費税が8%であるという内容を反映した形で算定をするという考え方でございます。

次に裏面をごらんいただきまして具体的な額でございますが、3に記載のとおりでございます。対象となる教育委員会所管施設でございます中野区立教育センターと、中野区立野方図書館会議室の内容でございます。改定金額につきましてはごらんのとおりでございます。

次に中野区行政財産使用料条例新旧対照表でございますが、別紙のとおりでございます。後ほどご確認いただければと存じます。

最後に今後のスケジュールということでございますけれども、区議会第3回定例会に一部改正条例案ということで、区全体の施設にかかわります使用料条例の改正の議案を提出するというところでございます。これは予定でございますけれども平成27年4月1日から

改正条例の施行をするということでございます。説明は以上でございます。

渡邊委員長職務代理者

ありがとうございました。ただいま上程中の議案につきまして質疑がありましたらお願いいたします。

高木委員

施設使用料の見直しについての「1 変更方法」(1)積算方法の変更の①減価償却費でございますが、「資産評価額は、現時点での再調達価格を開始時簿価としている」というふうにあるのですが、この意味がちょっとよくわからないのですけれども、例えばそれは購入して2年、3年たった場合はその開始簿価から減価償却費を引いていった金額になるのでしょうか。最後に残存価格は1円としているとあるのですけれども、そことの関係がちょっとよくわからないのですが、ご説明をいただきたいのですけれども。

副参事（子ども教育経営担当）

これまで資産評価額につきまして取得価格を基に算出していたところなのですけれども、固定資産台帳を整備しまして、その取得価格に物価変動を加味した額を積算できるようにしたということでございます。これを資産評価額として採用していくということでございます。今委員ご指摘の残存価値1円ということなのですけれども、これまでは上の表でございますけれども1割を残存価値として見ていたわけなのですけれども、今後、固定資産台帳の整備に伴いまして残存価値については1円ということで資産評価にかかわる内容をより厳密に補足する内容となっているところでございます。

高木委員

減価償却が完了して残存価格が1円になった場合は、施設使用料の積算について減価償却費というのは0円ということでそれ以降は計算するという考え方でよろしいでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

ご指摘のとおりでございます。

渡邊委員長職務代理者

ほかに質疑はございませんでしょうか。

大島委員

今回の案を見ますと、例えば現行400円が600円とか、800円が1,200円とか、もちろんいろいろほかにあるのですけれども、そういうふうにならなっているものも結構ありまして、全体的に随分値上げの幅が大きいように思うのですけれども、今回のこ

の改定については事前に何か区民の意見を聞く機会があったのかどうかという点、伺いたいのですが。

副参事（子ども教育経営担当）

この使用料条例所管部署におきまして、区民説明会をこの8月中に行っております。そこで区民の皆様にご説明して、意見などもいただいたということでございます。

大島委員

そうしますと大きな反対の声とか反応というのは特段なかったというふうに受け取ってよろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

改定の考え方を変えるというような内容の決定をしたということは聞いてございません。したがって、ただいま委員ご指摘の内容で現在区として提案させていただいている考え方を変えるという結果になるようなご意見はなかったというふうに認識してございます。

大島委員

改定使用料の算出方法についての説明のところ、改定率というご説明があるわけですが、改定率の算式の分子の部分の一番右のところに「性質別負担割合」というのが書いてあるのですが、この性質別負担割合というのはどのようなものなのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

区民の方が日常生活を営みます上で基本的に必要なものとして整備した施設のコストにつきましても、全て税で負担するという考え方でございます。一方個人による選択性が高く、専ら利用者の便益に資するもの、あるいは民間の類似施設でも利用できるようなものにつきましても50%から100%の間で、具体的には50%・70%・100%の3段階に分けて負担割合を考えております。今般集会室のような扱いということになりますと、負担割合は50%ということで見えております。

渡邊委員長職務代理者

固定資産台帳の内容ということで今回は資産にかかわる100万円以上の改修工事や工作物等も計上しているということなわけですけれども、新たに購入するものだとわかりやすいのですが、ここの工事費、改修工事100万円以上の改修工事と工作物の計上というのは、これはどういうようなものなのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

例えば改修工事をして照明器具を変えたとかそういったことで資産価値が上がるような

工事がございます。そういった場合には資産評価額として計算していくと。資産価値にかかわる 100 万円以上の改修工事、工作物等についても固定資産台帳では見ていくというようなことで、そこに加えていくというようなことでございます。

渡邊委員長職務代理者

これは新たに購入するものとか新たに行う工事ではなくて、昨年度行われた工事が 200 万円かかって、その支払経費の残存が 100 万円あればそれは建物の資産にかかわるものというふうに考えて残りの残金もそのまま計上したと、そういうものではなくてこれからかかるようなものなのですか。

副参事（子ども教育経営担当）

説明が不足しておりまして申し訳ございません。例えば 150 万円で改修工事などをして、その資産価値が上がったということでありましたら、その 150 万円を資産価値として見ていくというところでございます。なお、改修工事につきましてもそれぞれの性質別に応じた耐用年数がございまして、それで耐用年数を割って減価償却費を導き出す考え方というところでございます。

渡邊委員長職務代理者

ほかに質疑はございませんでしょうか。なければ質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 21 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊委員長職務代理者

ご異議ありませんので、原案のとおり決定いたしました。

続きまして議決案件第 22 号議案「中野区立小学校副校長の内申について」を上程いたします。

ここでお諮りいたします。本件は人事案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 6 項ただし書の規定に基づき、会議を非公開としたいと思いますがご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊委員長職務代理者

ご異議ありませんので、非公開とすることに決定いたしました。

（以下、非公開）

渡邊委員長職務代理者

以上で議決案件の審議が終了しました。

<協議事項>

次に協議事項に移ります。協議事項「中野区立小中学校施設整備計画（案）について」の協議を行います。

ここでお諮りいたします。本日の協議事項「中野区立小中学校施設整備計画（案）について」は、公開の会議の場で協議を行った場合の区民への影響等を考慮し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定に基づき会議を非公開とし、その会議録についても「施設整備計画（案）」が発表されるまでの間は非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊委員長職務代理者

ご異議ありませんので、非公開とすることに決定いたしました。

（以下、非公開）

（平成26年第6回臨時会における会議録の公開決定に基づき、以下非公開部分を公開）

渡邊委員長職務代理者

それでは事務局から説明をお願いします。

副参事（子ども教育施設担当）

「中野区立小中学校施設整備計画（案）について」ご説明させていただきます。

まず経緯等でございますけれども、中野区立小中学校再編計画（第2次）に基づく統合対象校、それと校舎の主要部分が建築後50年を経過している学校の施設整備を計画的に進めていくため、その基本となる考え方、それと学校施設の大規模改修・改築における標準仕様なども盛り込んだ中野区立小中学校施設整備基本方針を今年度7月に策定したところでございます。この基本方針に基づきまして今後の財政状況、それと各関係団体の意見などを踏まえまして中野区立小中学校再編計画（第2次）における統合対象校、それと校舎の主要部分が建築後50年を経過している学校の大規模改修・改築の時期を示した「中野区立小中学校施設整備計画（案）」を策定いたしましたところでございます。

それでは中身についてご説明します。ページをめくっていただいて目次をごらんになっていただきたいと思います。まず大きく分けて六つの項目から構成されてございます。1

番目は「はじめに」というところで施設整備計画の目的や必要性を述べてございます。2番目が「学校施設の現状」ということで戦後、児童数・生徒数の増加に対して基本的な整備方針がないままに校舎を建築してきたというところでございます。しかしながら学校施設は全体的に経年劣化し、計画的な整備が求められているというところでございます。3番目が「学校施設の課題」でございまして、様々な課題がございまして多様な教育環境とか地域家庭との連携推進、それと防災機能強化などの課題がございまして。特に今申し上げた学校施設の老朽化です。これに対する対応が図られなければいけないというところでございますけれども、国・東京都の動向でございまして、学校施設の長寿命化の推進というところで、国において地方財政が厳しいこと、CO₂の削減から長寿命化の推進を図っていくこととしてございます。4番目が「これからの学校施設整備」ということで学校施設整備の基本的な考え方を4点ほど示してございます。5番目が「改修・改築にあたっての課題」でございまして、改修か改築かの判断でございまして、耐力度調査の結果、経費などから総合的に判断する必要があるということと、それと仮校舎を活用しながら整備をしていく必要があるということを示してございます。6番目が「小中学校施設整備計画」についてでございまして、施設整備には相当な期間を要することから年次計画を立てていくということが必要となってきます。整備期間でございまして、平成27年度から平成37年度までの計画期間として考えてございまして、平成38年度・39年度については大規模改修・改築の予定を示してございます。

参考資料として「中野区立小中学校の大規模改修・改築における標準仕様」、学校の規模、教室の規模、それと必要な諸室を示したものとなってございますけれども、これを参考資料として添付してございます。それと別紙で「中野区立小中学校施設整備スケジュール」です。整備年次を具体的に説明したスケジュールを別紙で添付してございます。簡単でございまして私からは以上でございます。

渡邊委員長職務代理者

ありがとうございました。それでは各委員からご質問・ご発言ありましたらお願いいたします。

高木委員

この「中野区立小中学校施設整備（案）」につきましては教育委員会で長い時間をかけて議論したものですので、我々としては、一応議論は尽くされているのかなという気がします。ただいろいろな団体との意見交換等々で多少、要望ではないのですが、質問が出

たときに、この中にはうたわなかったけれどもやはり実際問題としたときに、いくつかもうちょっとビジョ的なものを示していかないといけないのかなというものがあつたかなと私は思っております。

一つはIT、パソコンのところでございます。PTAとの話合いの中でもやはり無線LANへの移行というのが流れとしてはわかるのだけれども、直近の問題としてどういうふうに対応していくのかというところがちょっとわかりにくいというのがあって。教育委員会でもその話は出たと思しますので、特にこれからの初等中等教育においてコンピューター教育をどうしていくのかということと、ICTをどうやって使っていくのかというのはすごく重要なところですので、そこについてはこれができて終わりではなくて、引き続き詰めていく必要があるのかなと思っております。

あとトイレについて。これもPTA連合会から指摘があつたと思っております。確かにそのざくつとしたところはこれでいいと思うのですけれども、トイレは非常に子どもたちも今気にするところですし、一昔前ですと学校では大には行かないとかあつたのですが、子ども向け番組では学校のトイレは怖くないのだよというキャンペーンをやったりしています。私の子どもが幼稚園に入るときにも、幼稚園が和式で、和式の体験がなかったのでわざわざ和式のあるところを探して、練習してから行かせたなどという経験もありますので。特に、校舎の寿命の前にやはり給排水のほうは30年ぐらいで老朽化してしまうと思うのです。ただ私どもの短大でもそうなのでけれども、給排水だけ直すというのは難しいのです。お金がかかりますし下のほうまで掘らないとできないので。ですのでトイレに関しては場所ですとか和式・洋式ですとか、そういったところについてもう少し次のステップとしては教育委員でも議論をして、実際に標準仕様でつくっていく前の段階でもう一つ踏み込んだものが出てくるといいなと思います。

渡邊委員長職務代理者

ほかにご発言はございませんか。

大島委員

私も高木委員と大体同じような趣旨なのですけれども、今回もかなり議論をしてきましたので大体この整備計画案でよろしいかと思うのですけれども、高木委員が言われたように個々の標準仕様ということでは一応は何とか室、何とか室とかここでは参考資料ということで載せられていますけれども、もうひとつ使い勝手ということを考慮した、もう一段具体的なものを検討するようなときには、使い勝手というようなことももう少し考慮に

入れて具体化をしていっていただきたいなと思います。

この議論の中でもいろいろ出ましたが例えば、「職員用の休憩室のようなものはつくれないか」とか、「今は校長室が来客用の応接室のような機能を兼ねているようだけれども、別にできないか」とか、いろいろな要望も出てきたので、それはここの参考資料などの標準仕様には特に載せられていませんけれども、現実にとこかの学校の校舎をつくるとか改修するとかそういうときに、間取りとか配置図とかそういうことをつくる時に踏み込んでもう少し検討して、なるべくみんなの意見を反映したようなものができたらよろしいなと思います。

トイレについても洋式を望むという声もたくさん出ていますし、それからあまり遠くまで行かないで済むように、子どもたちにとって使い勝手がいい場所に十分な数を備えてほしいというようなことも要望として出ていますので、その辺も踏まえて具体的な場面でもう少し考慮していただけるといいなというふうに思っております。以上です。

渡邊委員長職務代理者

ありがとうございます。ほかにご発言ございませんか。

田辺教育長

この学校施設の整備計画につきましてはかなり時間をかけて教育委員会で協議していただきました。事務局としてこの案をまとめていくに当たって、本当に難しいなというふうに思いました。理想としてはきめ細かく細部にわたって盛り込んだほうがいいという思いもあるのですが、これ計画期間をごらんいただきますと平成 37 年度までの計画期間ということですし、今後 10 年後に日本の国全体がどうなっているのかというふうなこともなかなか想像しにくかったり、また平成 32 年、2020 年には東京オリンピックが行われるというような状況も検討期間の中、計画を協議する中でそういう状況も新たに事態としてわかってきているというようなことがあります。またこれは施設の計画であって、教育内容、ソフト面の計画ではないということで施設計画と教育の内容や教育の手法を両方で議論しないといけないのですけれども、施設計画だけをにとって計画にするというのが非常に難しいなという思いでして、教育委員会の中で協議をしていただいてこういう形でまとめさせていただいたので、個別には様々課題もありますし、時代の流れによって教育内容を変え、その結果施設面にも影響していくこともあるということもありますので、それぞれの学校の改築や改修に当たっては多分統合委員会で議論をしていただいたり、それから検討の会議体を別に設けるということもあるというふうに考えていますので、そ

の場合にも教育委員会の中で適宜協議をしていただきながら、今までこの協議の中でいただいたご意見も踏まえてよりわかりやすい形で区民の方に提示をしていきたいというふうに思っています。

渡邊委員長職務代理者

そのほかにご発言はございませんか。

高木委員

この計画の基になる再編計画でございますが、児童・生徒数の推移に関しては現行のシミュレーションだと、小学校 18 学級程度、中学校 15 学級程度におさまるという予測にはなっていますが、先のことはわかりませんよね。私の家では私が新聞を取ってきてちらしを見て、使えるちらしは妻に渡すというのが私の仕事になっているのですが、これのいい点は不動産の広告を毎朝チェックをしているのです。そうしますと先日上鷺宮ですか、都内最大規模ということで結構大きな低層のマンションが二つセットで開発というのが出ていましたし、一つぽんと大きいマンションが出るとがらっと人数がふえてきますよね。なので特に先生方からのその要望の中ではやはり余裕教室が欲しいという要望が多かったと思いますし、教育水準の維持ということはすごく重要だと思います。ただ、これまでのご説明もあったように、例えば既に既存不適格になっていて、作り直すと低くなってしまふのだよとか、あとスーパーリフォームの場合は基本的には教室数を増やすのは難しいと思うのでなかなか対応は難しいとは思いますが、個々のケースの中で敷地に余裕があるところについては児童数の推計値、多分何年か後にはまた再検査をしてくると思うのです。その中で人口動態の見直し等々があった場合は少し弾力的に少し余裕教室を増やすよなというのもぜひ念頭に置いて対応していただければと思います。

副参事（子ども教育施設担当）

今の件ですけれども、10 ページの下に記載しているとおり児童・生徒数の将来的な見込みを十分把握して必要な教室数を確保していくという表現をさせていただいておりますけれども、ある程度やはり余裕を持って必要な教室数はつくっていかないと、やはりつくって見たら教室数が足りなかったということがないように、やはりしっかりと児童数・生徒数の見込みを把握しながら整備していきたいとは思っております。

渡邊委員長職務代理者

先ほど高木委員もおっしゃっていましたように中学校 P T A 連合会との会合の中でトイレの件が話題に挙がりました。確かに和式というよりも洋式化をという明確な文章の中に

そういったものは示されておりますけれども、具体的な、数的なものの記載がなく、実際にこの中学校とか 11 ページ 12 ページの「その他共用部廊下・階段・トイレ等」というところで、「必要な教室等の合計の 30%の算出」というように書いてあります。

その(3)、13 ページを少し見てみたら「学校規模」のところで「共用部については、必要な教室、管理諸室等の合計の 30%で算定しています」ということですが、基本的にトイレは面積で見えるものではないのではないかと、たまたま中学校 P T A 連合会の中に公共の建物を建てている人たちがいらっちゃって、人数割りではなくて例えばこういった学校の教室は休憩時間はまちまちではなくて一遍に休憩時間で、その生徒数が増えたときに一遍にトイレを使うと。現時点の学校についてはもともと多くの生徒がいた学校の生徒が減ったので、トイレに対しては何ら問題は生じてはいないけれども、今回の計画においては、数的なものは十分大丈夫なのかというようなご意見が確かあったと思うのです。その点について文章の中で触れられてはいないものの、標準仕様というのはそういうものだと、こういった一遍に限られた時間に使用するトイレの数で、生徒数から割り出した教室の広さのように検討されたものであると。教室が増えて生徒が増えたらトイレが足りないというようなことがあると、非常に後から困難を期する部分でもありますので、その辺をどのように検討されているか、また今後検討していただきたいなどは思うのですけれども。

副参事（子ども教育施設担当）

基本的にはトイレの数は足りるような状態ということはやはりベストというのはあります。学校規模でも要はどういう大きさなのかということ、校舎の広がりとの関係でトイレの数というのも関係してきますし、児童・生徒の数に応じてトイレの数を設置していくということが重要なことと思っております。標準仕様の中にはうたっておりませんが、それについて十分配慮しながら設置していくというところで考えてございます。

渡邊委員長職務代理者

ありがとうございます。そのほかに。

高木委員

今のトイレの件でございますが、標準仕様という考え方で基本的に小学校は 18 学級、中学校は 15 学級ということで想定してつくっていくわけですから、そうしますと実際のその児童・生徒数にかかわらず例えば小学校ですと 18 学級は使用できるという前提でつくるので、面積が改築と大規模改修では違うのですけれども、基本的にはほぼほぼ同じ数のトイレ

レになってくるという理解でよろしいのでしょうか。というのは過去のデータですと結構トイレの数は、まちまちにつくっていったので多い学校と少ない学校、違うのです。小学校ですと一番小さいのが北原小の9で、男子トイレ。一番多い緑野小は、18で倍あるのですよね。なので、ここら辺は標準仕様化が進んでいくことによって上のほうに上がっていくようなイメージということよろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

基本的には標準仕様というのは例えば小学校ですと18学級、中学校ですと15学級を想定して考えておりますので、基本的にはトイレの数というのは同じになるはずということはあります。ただ、これを標準にしながら具体的に各学校に当てはめていって新築の校舎をつくっていくことになりますので、その需要数とか生徒数に合わせながらまた考えていくということになっていくと思っております。

渡邊委員長職務代理者

よろしいでしょうか。ほかにご発言はございませんでしょうか。

それでは「中野区立小中学校施設整備計画(案)」につきましては本日をもって協議が整ったことを確認したいと思いますがご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊委員長職務代理者

ご異議ありませんので、そのように確認いたしました。事務局は本日の協議内容を踏まえ、計画案の策定をお願いします。

ここでお諮りいたします。これまでの「中野区立小中学校施設整備計画(案)」の協議に当たりましては、区民に与える影響等を考慮し、会議を非公開としその会議録についても非公開としてきましたが、本日計画案の策定の協議が整いましたので、当該計画案の発表後、会議録の調製及び公開の手続が整い次第、順次当該会議録の公開を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊委員長職務代理者

ご異議ございませんので、そのように公開することに決定いたしました。事務局はただいまの決定内容に従い、当該会議録の公開手続を行ってください。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これを持ちまして、教育委員会第6回臨時会を閉じます。

午後7時44分閉会